これまでに出された検討委員からの意見 ~提言に向けて~

■1 子どもの現状

最近の小学生は、保護者の態度を反映してか、勉強や運動に一生懸命に取り組む 子どもとやらない子どもとに二極化する傾向にある。また、生活習慣の乱れ、社会性や 規範意識の低下も見られる。

口ひとりを好む傾向

昔は公園などで子どもが集まって遊ぶことによりコミュニケーションが生まれ、コミュニティとなって学ぶことができ、子どもはいろいろなルールを覚えたが、最近は集まって遊ぶ様子が見られなくなってきているし、最近の傾向として大人と同様、一人の時間を楽しむことを好み、集まって遊ぶことを面倒に思う傾向にある。

中学生においては、幼さが残る、周りの雰囲気を把握する力が弱い等、集団に対する適応力が年々落ちてきている点があげられる。さらに家庭学習時間が少ない、読書時間が短い、地域行事への参加が低い傾向も見られる。

□低い自己肯定感

自己肯定感および幸福度に関する調査の結果、日本の子どもは世界的には上位 に位置してなく、自分に自信がもてない、将来に対してあまり希望をもてない傾向も指 摘されている。

中には、我慢できる事や不満を自分の中に貯めておく事ができることを自分の長所と捉えている子どもや、自分はいじめがあっても忘れる事ができると考えている子どももいる。

函館の子どもを見ても、上記内容は当てはまる。

口不登校・いじめ・児童虐待等

学校に行かない子ども・子ども同士のいじめ、保護者による児童虐待など子どもを 取り巻く問題も依然として発生している。

ロゲーム・携帯への依存傾向

情報化の進展のなかで、電磁波、ケータイ依存の問題とともに、ネットいじめも深刻 な被害をもたらしている。

■2 子どもとは

子どもは生得的に人権を有し、幸せに健全に育まれていくことの重要性は万人の共通するところである。ただ、家庭における育児、保育園における保育、幼稚園・小中高等学校における教育を含め、子どもとはどのような存在であり、どのような可能性を有しており、彼らにどのように関わっていったら良いかという点では、諸説に分かれる。

大別して子どもを保護と教育の対象としてみる子ども観と、意見表明権、思想・信条の自由、プライバシー保護を重視し、大人との対等の立場を重視し、社会化に否定的な立場に分かれる。

口自由を強調した子ども観

まず後者についての意見を集約すると、子どもが自らを成長させることは子どもの生来的な権利であり、子どもが自らの力で育ち、自分を守る力を持つということが重要であり、自分の体験を通して自分の道を切り開いていくことが自己肯定感につながる。自分だけの力で何かができた時、その達成感は自己効力感となり、子どもの最大の喜びとなる。自己肯定感と子どもの能動的な活動意欲や参加意欲とは正の相関関係にあることが知られており、家庭や学校における学習、社会規範の指導、つまり子どもへの社会化の働きかけは不要であり、そのことが子どもを歪ませている。子どもたちがありのままでいいと認められればいじめもなくなる、という子ども観である。

口教育の必要性を強調した子ども観

一方、大人同様子どももコミュニティの中で生きており、好き勝手にすべきではない ことを子育てのポイントに押さえておくべきである。子どもは社会の中で多くの文化を 学び、人と関わる中で「生きる力」が育まれる。人間は社会の中で生きていくということ をしっかりと伝えるべきで、子どもが自立心、公徳心、社会性を自ら育んでいくためには、トイレトレーニングや箸の使い方などのしつけはもとより、小学校での読み書き、そろばんなどの教育を通じての社会化は不可欠であり、適当な刺激、ストレスは重要である。子どもが自分の考えを他者にしっかりと伝える力を育むことは特に重要であり、仕事をして、きちんと社会に貢献できる人間になることが大事であることを子どもに伝え続けることこそが必要である。そうしたことから、発育期に鍛えられることも必要であり、受験制度が全くの悪とは言えない等の意見が出されている。

口ふたつの子ども観の類似点と相違点等

しかし両者の意見を詳細に検討すると、全く相反する子ども観と言うわけではなく、 子ども自らの学びと育ちと文化の伝承という二つの観点は二者択一でなく,両者を認 めた育児を否定するものではないことも窺える。**いずれにしても、子どもは豊かに育つ 育つことが大切である**。

他方、子どもの育ちにどの程度の社会化の働きかけが必要かという点では相当に 意見が分かれるところである。

子どもに自由を十分に与えることと、ある程度コントロールしていくということをきちんと整理して育てることは非常に難しい。

子どもは自分で考え公使する力が与えられたら、子どもなりに一生懸命考える力があり、周りが自分の存在を認めてくれているということがわかれば子どもは安心して伸びていき、愛着をもてる人が一人でもいれば子どもは安心するものである。また、否定されないで自分を肯定してくれる人がいれば子どもにとって安心感につながる。

社会は厳しく、子どもの時は真綿のような柔らかいもので守られているが、子ども から少し真綿を取った方が良い場合もある。逆に社会を真綿でくるむのも良いと考え る。

口家庭の教育力の低下

教育基本法改正により、学校教育の役割として規律の重視、家庭教育の項が加わり、保護者の責任が明記された。その背景には、家庭の教育力の低下、基本的な生活習慣が身についていない子どもの増加がある。保護者の規範意識、責任感の低いことも課題である。

人と付き合う社会性や人と議論を行う時に発言ができるコミュニケーション能力な ど家庭でも身につけられるような、家庭での教育が必要である。

また、食育と学力には相関関係があり、朝きちんと食べていない子どもは学力があまり高くないという調査結果となっている。

DVの問題も深刻で、体罰は学校だけではなく家庭の問題でもある。

口過干渉と放任の二極化傾向

一方、最近の保護者の子どもに対する態度は過干渉と放任の二極化傾向にあると 言われる。過保護により、子どもに過剰に支援するあまり、子どもが本来もっている力 を引き出すことが阻害されている家庭が多く見られる。

ひとり一人が大切にされることは重要だが、それは強すぎると過保護になってしまう。

口大人の姿勢, 親の責任感

子どもに物事を言う前に、まず大人がその姿勢と責務をきちんと果たすべきである。

親の子ども観、子育て観の違いによって、子どもに対する接し方やしつけのレベル が全然違うものになる。

親が忙しくて時間がない場合にも、子どもをいつくしみ、健全に育てようとする気持 ちをもつことは必要である。

また、働く女性の増加により専業主婦家庭モデルは崩壊し、保護者と幼児の関係づくりも変化している。その中で幼稚園や保育園、小学校に預けていると育ててくれるの

ではないかいう安易な考えが、親の責任感を薄れさせているとの見方もある。

子どもの意見を反映させるために、大人の責任と子どもがどこまでできるかということを議論する必要があり、子どもは大人が用意した枠組みを受け入れるだけでなく、自ら参加していく主体であるという認識のもと、子どもの声を受け止める大人の側の力量が必要である。

□低所得家庭の増加

一方、構造不況等により、低所得の家庭が増加している(函館市では小中学生の要保護、準要保護受給者は全体の37%)。給食費未払い、学用品等を買い与えない、子どもに食事をさせないという家庭も相当数存在する。労働環境、職場環境による勤務実態により子どもに手をかけられない保護者もいる。

このような中にあっても、子どもは経済的にも精神的にも自立した大人に成長していける環境を今を生きている大人がつくって行く必要がある。

以上のような状況から、親の意識に訴えかけられるような条例にしたいという意見がある 一方、法的な拘束力のある条例の中に親の責務を規定していくことに疑義を感じる意見も 存在する。

■4 学校教育の課題

子どもが社会に出て、一人で生きて行ける力をつけてあげるのが学校教育である。

この数十年を振り返ると、子ども、保護者は様々な点で大きく変わってきており、学校も変化を続けている。学校の仕事量も**学習指導要領の改正などにより**増加の一途をたどっていて、現在、学校はますます多くの課題を抱えている。いじめ、不登校等も依然として重要課題となっている。

学校に課せられた使命は、子どもたちが集団で鍛え合い、学び合うことであると思うが、本来家庭や地域でやることの多くを押しつけられており、学校は抱え込みすぎ、ゆとりがなくなってきているので、先生が余裕をもって子どもに接するためにも、学校への保護者の応援が必要である。

学校教育に食育は一番の基本であり、食べることによって心身ともに豊かに作られていく。また、中高生のうちに小さい子とふれ合える時間を設けて子どもと接する事の 喜びや楽しさを学ぶ機会を設けるなど道徳教育やキャリア教育の充実も子どもの育ち や環境を良くするために重要であると思う。

多様化している子どもの個性に応じた教育は難しく、一人の先生だけでは難しい。 学びの中では、失敗の経験が記憶に残り重要であることから、子どもにとってたくさ んの失敗が許される学校であるべきである。

教えるだけではなく、なぜその決まりがあるのかきちんと子どもと話し合うとともに、 家庭・地域の役割と学校の役割をきちんと理解しあい、家庭・地域と協力し合うことが 重要である。

学校が抱えている子どもや親から言われる問題や要望、クレームを全て学校が解決することに無理がある。社会福祉施設と同様、学校においても子どもや保護者を含め学校に関わる人達の意見や要望等を受け止める第三者機関を常設でつくった方が問題の解決につながり、課題を抱えた家庭の支援を合わせて行っていくことで、学校業務の負担軽減につながるものと考える。

どうして勉強が必要なのかを掴んでもらうことや、将来のために子ども自身が学ぶ ことができることが大事である。

口学力

昔の寺子屋のように授業についていけない子どもを地域などで何らかの形で関与 して学習支援を行うなど、多様な学習支援の環境を整備することが必要である。

中学校・高校は集団で学ぶという点で重要な役割を持っており、社会性を育む場

所である。

学校においては、いわゆる読み書きそろばんといった社会で暮らせるような基礎を つくるとともに、社会性を学び他人との付き合いや集団生活を学んでほしい。

口地域社会との関わり

学校教育の中で、学校では地域人材バンクを使って外部の人材を活用したり、内部にコーディネートの部署を使り、地域社会を知るプログラムや地域の人材を取り入れてはきているが、まだ十分ではないので、地域との関わりをしっかりと持ち、地域ぐるみで学校教育を支える仕組みづくりが重要である。

口幼児教育

集団生活能力が身につくためには、満3歳までが重要であり、幼児期を大切に育てなければ小学校高学年から高校生にかけての育ちや社会人としての形成が著しく損なわれる畏れがある。

口特別支援教育

発達障がいの子どもが増えているのに、特別支援員の数はかなり不足している現状にある。特別な支援が必要な子どもの場合、適切な療育により伸びることが期待できるので、人的改善が望まれる。また、放課後の子どもへの関わりも不足している。

口いじめ

いじめ問題は極めて深刻である。情報化の進展のなかで、電磁波、ケータイ依存の問題とともに、ネットいじめも深刻な被害をもたらしている。**子どもの育つ権利を守るためには**,野放しにゲーム機をやらせるのではなく、時には、取り上げることも必要である。

現在のいじめ問題の深刻さへの認識をみんなで共有する必要がある。いじめを受けた子ども自身が受ける痛みをくみ取ったり、相手にも尊厳があり安心して生きていく権利があるということを子どもが自覚し、重く受け止めることが大事である。

いじめへの対処として、登校を控えさせることも必要である。

一方、いじめる側の子どもの日常的ストレスや悩みに対処していくことも必要で、い じめを生じさせない環境づくりが大切である。

いじめや虐待が限りなくゼロになるような対策が必要であり、是非条例に盛り込みたい。また、学校だけでは解決できない場合には、第三者の調査による実態把握が必要であり、いじめからの救済機関の設置も必要である。

■5 事業者の課題

会社ではワーク・ライフ・バランスの観点から、きちんと子育てしやすい職場環境を つくることが望まれるが、市を挙げて子どもを安心して生み育てられるまちづくりを進 めていくためには、事業者ばかりではなく、各主体が協力するとともに、働くことと家 庭生活が両立するような社会を作っていく必要がある。

■6 地域社会の課題

地域社会の教育力が低下している現状において、子育て家庭を支援し、家庭と地域社会との共助の関係を構築することが求められている。幼児期は社会人へのスタートであり、家庭や地域社会における、子どもにとって望ましい環境のなかで、学校教育が始まることが重要であることを、地域全体で認識してほしい。

地域に、子どもが遊べる場所が少ないので、地域が主体となった運営等の手法により子どもが安心して遊び集える場所をつくることが必要である。

また、子育では大変なので、地域コミュニティの中で、母親等が気軽に、相談できる場所をつくるなど、子育で家庭を地域ぐるみで支えていく仕組みづくりを進めていく必要がある。

■7 行政の課題

口子どもの居場所づくり

子どもが子どもらしくいられる居場所をつくることが重要である。子どもが過度なストレスを抱えた時に、のびのびと過ごせたり、心の荷が一時的にでも下ろせる場所が必要である。

□相談体制

子どもの権利侵害からの救済、いじめや虐待の防止、自立心や公徳心の育み支援など多くの支援が必要である。子どもたちが相談した時、それをきちんと解決してくれる<u>救済機関の設置</u>や子どもの人権侵害に関して一定の権限があり、相談を受け止め、公的機関に橋渡しができる第三者委員会の設置が望まれる。できれば虐待などで警察や児童相談所が動けない時に、ある一定の権限を持ち解決ができることも望まれるが、第三者機関の性格や権限などは議論が必要である。

ストレスを抱えた子どもを支援する団体と学校が連携をとれるような手助けやつなぎ 役になるようなものも必要である。

口子育て家庭の支援

また、家庭において、子育てに関して悩んだときに相談できる機関がわからないことも多く、相談先の周知や子育て支援の場や子育てサロンを充実させることも必要であり、子育てが楽しいと思えるよう、子育てを学ぶ場を設けるなどの工夫により、若い夫婦がもう一人子どもを生み育てたいと思える子育て支援が必要である。

口施設の整備

子どもが安全で安心に遊び、かつ学ぶことができるよう、公園・図書館・科学館などの整備が必要である。その整備の際には子どもの意見を取り入れて運営するなど、子どもが意見を言う場をつくり、良い意見が採用されるようなシステムが必要である。

口市民協働の視点

行政でできない所は民間で行い、民間の手が届かない所は行政がフォローするなど、行政、地域、学校、事業者が協力し合い、子どもを育てやすい環境をつくっていくことが必要だ。

口子どもに優しいまちづくり

市の施策としては子どもに優しいまちづくりにポイントを置き、子どもにとって函館 が素敵なまちになって行き、大人にとっても安心して子育てできるまちにする事が重 要である。

■8 条例全般に関わって

口条例の性格

(仮称)子ども条例が制定されることにより、少子化やいじめなどの社会問題が無くなったり、家庭・地域・学校などで不安なく安心して過ごせるようになることが望ましく、子どもの主体性や子どもの育ちを中心にし、子どもの幸せを考えた時に学校、家庭、地域社会、関係機関や行政が「健全育成」や「権利擁護」の面からどのような関係を持つかが重要である。

条例の目的や方向性・理念は、大人の子育て観の違いや価値観によって千差万別である。肝心なことは条例をどのようなものとするかである。したがって、市民が共有できる理念を掲げ、施策の方向を総合的に示した「子ども条例」であった方が良い。また、理念は10年や20年経たないと定着しないので、時間をかけて浸透させていき、市民が社会通念として当然であると感じられるような仕組みづくりが重要である。

子どもの権利侵害や子どもの意見を受け止めて、保護者を含めて対応するような仕組みづくりに結びつく条例が良い。

子どもを真ん中にしながら子どものための条例を作り上げ、具体に必要な事項は

行政や関係機関の施策として推進されるような流れをつくることがよい。

子どもの条例制定の意義は法形式による恒久性、総合性、安定性、発展性にある。 同時に、頼ってくれている子どもの味方になれるような条例を整えていかなければならない。そのためには、子ども条例が「権利保障型」か「健全育成型」なのか一般市民にもわかるような議論が必要である。権利保障、かつ健全育成の折衷的条例を望む意見もある。その際、「権利」という言葉のイメージの整理と共有化は不可欠である。しかし、「権利」と「健全育成」は対立する関係ではなく、統一的に捉えていくべきものであり、両者が最終的に目指すところは子どもを安心して育てられるまちをつくることである。

口市民が共有できる表現内容

条例は市民の誰もがわかる言葉で表現して欲しい。みんなが共有できる言葉と内容を盛り込んで欲しい。難解な言葉を避け、子どもが守られていることが子ども自らわかるようなものであることが必要である。

口条例に関連する施策等

子どもの権利と子どもの安全や命を守る具体的な政策や子どもなり子育ての役に 立つような施策に結びつけられるようなことを条例に盛り込んでほしい。

子ども自身が定期的に意見を言えるということを制度化して条例に盛り込むことが 必要である。

大人の子ども観や子育て観自体を、学んだり育てられるように条例に盛り込むべき である。

子どもは豊かに育つという子どもがそもそも持っている権利をきちんと盛り込んでいかなければならない。

「子どもの権利条約」は国内法の上位の法律であるので、国際水準に適合した条例にし、基本理念として、子どもの権利を主体として尊重する、子どもの最善の利益を尊重する、子どもの力を尊重することを盛り込む必要がある。

体罰の禁止や体罰に頼らない子育でも、条例の中に取り入れる必要がある。

条例の性格上、市民や事業者に何らかの義務を課すのは好ましくないので、条例には義務ではなく、役割として、「保護者の役割」「学校の役割」「事業者の役割」「地域住民の役割」を規定して、法律でカバー仕切れない部分を条例でカバーして行き、ワーク・ライフ・バランスを尊重した生活環境をつくる必要がある。

条例施行後、子ども自身がこの条例を理解し、子ども自身の権利を学ぶ機会をき ちんとつくってあげた方が良い。